

令和3年度果樹気象災害対応緊急支援事業について

(公社)山形県青果物基金

1. 支援内容

令和3年4月以降に発生した凍霜・降雹による甚大な被害を受けた地域において、防霜ファン、かん水施設、リターンスタックヒーター等防霜・防雹効果が明らかに認められる防霜・防雹施設の導入経費を支援します(令和3年度限定)。

2. 補助対象施設 防霜ファン、かん水施設、リターンスタックヒーター

3. 補助率 設置に要した経費の1/2補助

4. 補助対象期間 令和3年度事業申請分

5. 対象産地 果樹産地協議会が設置してある産地(県内8産地協議会)

6. 実施要件

<全施設共通>

| | |
|---|--|
| ① | 支援対象者は、果樹産地計画で定めた「担い手」であること。 |
| ② | 果樹産地計画で定めた「振興品目・振興品種」が植樹された果樹園地であること。 |
| ③ | 施設を導入する園地が <u>1ヶ所あたり地続きで10a以上</u> あること。 |
| ④ | 果樹共済又は収入保険に加入しているか、次年度に加入することを確約できる者。 |

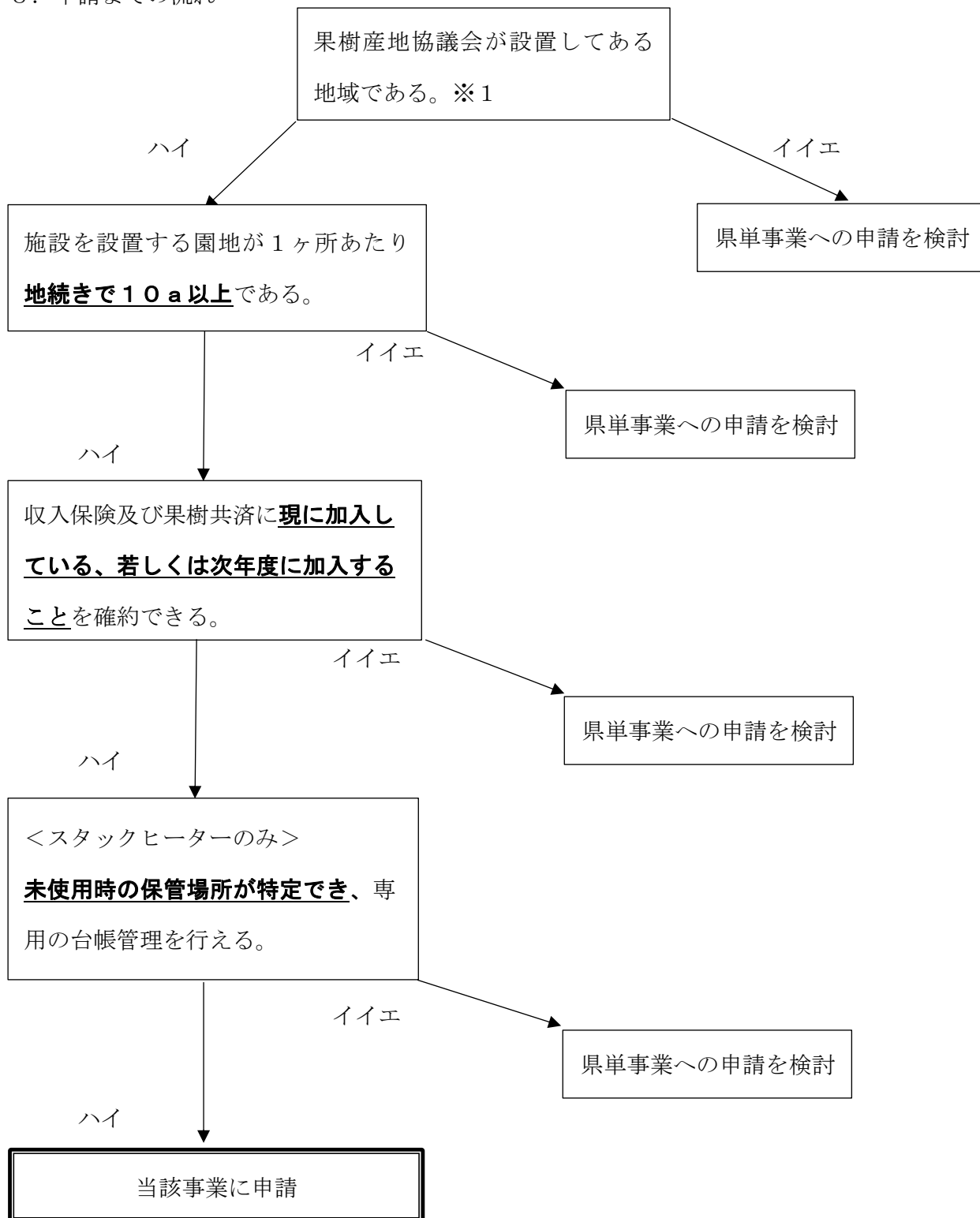
<リターンスタックヒーター>

| | |
|---|-------------------------------------|
| ⑤ | 未使用時の保管場所を明確にし、専用の台帳管理を行うこと。 |
|---|-------------------------------------|

7. 申請に係る注意事項

次の「8. 申請まで流れ」により、当該事業申請の対象外になる場合があります。

8. 申請までの流れ



※1：県内には8産地協議会が設置されている。該当市町村区域は次のとおり。

山形市、上山市、山辺町、中山町、天童市、東根市、村山市

寒河江市、大江町、河北町、西川町、朝日町、

米沢市、南陽市、長井市、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町、小国町

鶴岡市、酒田市（本楯地区のみ）

9. 申請時の手続き及び必要となる書類

事業申請は、果樹支援対策事業と同様の流れで行い、申請様式も果樹支援対策事業の様式を代用しますので、別添様式集を参考に計画申請・実績報告に必要な書類を提出下さい。

<参考：計画申請時提出書類一覧>：下線部は、通常の果樹支援対策事業に追加する内容

| 提出書類 | 様式 | 防霜ファン かん水施設 | スタック ヒーター |
|---|----------------|----------------|--------------|
| ①事業計画申請 | 参考様式1号 | ○ | ○ |
| ②園地写真（事前写真） | | ○ | ○ |
| ③見積書 | | ○ | ○ |
| ④施設の園内設置の設計図 （対象面積の記載があるもの） | | ○ | ○ |
| ⑤未使用時のスタックヒーター保管場所を 記した図（④に記載しても可） | | — | <u>○</u> |
| ⑥特認事業整備計画書（個人用） | 参考様式19号 | <u>○</u> | <u>○</u> |

※ 農協等が管内生産者分一括して取りまとめ申請する場合は、別に参考様式3号・5号が必要です。また、産地協議会単位では以下の書類が必要です。

・産地協議会による事前確認報告書：参考様式8号(写)（個人毎参考様式2号も添付）

・**特認事業整備計画書（産地講義会用）：参考様式20号**

10. 申請スケジュール

| 申請内容 | 月 日 |
|---------------------------|-------------------|
| 山形県内計画申請〆切 | 来年1月28日(金) |
| 中央果実協会への申請 | 来年2月上旬 |
| 交付申請 | 計画承認後2週間以内 |
| 交付決定 | 来年3月上旬 |
| 3年度実績報告〆切 | 来年3月中旬 |
| <来年4月以降実績報告の場合> 変更計画申請 | 来年3月中旬 |